

第二回集会の成果をふまえ
さらなる闘いの深化を！

編 集 部

昨年十一月十八日、京大でおこなわれた「第二回労災・職業病を闘う活動家関西集会」には、全国から五百名にのぼる労働者、活動家、研究者、学生が結集した。分科会での報告、討論は第一回集会より質的に充実しており、総括集会において、われわれの労災、職業病闘争の基本的視点「災害源除去の闘いを再確認する」とともに、①差別・分断・合理化と闘う。②労基法、労衛安全衛生法などブルジョア諸立法の犯罪性を暴露し、労災認定・補償の拡大をはかる。③職場における反合闘争をもって、地域の反公害闘争との連帯・共闘をはかるというわれわれの闘争の基本的方向が確認された。また、京大を中心とする全ての治療・研究施設の開放への闘いが万場一致で決定された。

集会後の実行委総括会議において、第三回集会に向け、一年間各地域・職場において、労災・職業病を闘う仲間との交流と学習活動をはかり、関西労働者安全センターの運動に有機的結合させていくことが確認された。

「第二回労災・職業病を闘う
関西集会」を終えて

実行委事務局 豊田正義

全関西の多くの活動家諸兄姉、京大労働者安全センター、同学会の皆さんの非常なご尽力を得て盛大裡に第二回関西集会を終え深く感謝したい。

関西集会を通じての感想を一・二述べる。

第一に、昨年もそうであったように関西集会とはいえ、集会参加者は全国各地に及び、全国集会的な規模と質をもちえたことは七〇年代労働運動の中軸としての労働災害・職業病への闘いが、とりわけ労働者活動家、医師、研究者、学生らの大きな関心事であり、それへの闘いの路線の確立が強く要求されていることにとり思われる。

又、第一回集会以後もそうであったように、集会参加者を中心に夫々の地域で共闘組織づくりの地道な努力がすすめられていることは注目に価いする。(関東、北九州、岡山など)

第二に、「災害源除去」の闘いを中軸とした関西集会の基調は、右よりの労働運動の中にあつて、はっきりとした潮流をきびきびつあることの確信である。

一部左翼集団の労災闘争の歪曲、ゼニ、カネ闘争による党勢拡大一政権交替によってすべてはバラ色に変わるといふ、あこぎな教宣は労働者の実力闘争を背景とした災害源にせまる闘いを通じて、その反労働者性がバクロされるであろう。

激動の現状勢はその事実をさらに明かにするだろう。

第三に、労災闘争のもつ七〇年代における階級闘争としての労

働運動における意義、その位置づけは今後各地での闘いの経験を
通じてさらに豊かなものにする必要がある。一例をあげれば三池
ゼネ石、三豊、新幹線などの闘いの例は、労災斗争に限定された
闘いではもはやなく、萌芽的にもせよ、労災斗争を武器として、
労働者の解放をめざす闘いへと発展しつつある。
全国各地の闘いを戦術面をも含めて理論化への一層の努力が望
まれる。

第四に、運動内部にある非階級的な潔癖性、理念性の克服であ
る。

われわれは、すでにある運動に批判をもちつつも、又、多くを
それらの運動に学ばねばならないと思う。既成の路線に単純に反
発することが戦闘的なものでも、階級的なものでも決してない。

三池大災害にはじまる日本の労災斗争の流れと歴史に学び、分
析し、労災斗争も又、労災犠牲者、職場労働者自らの闘いこそが
闘いの原動力であることを再確認し、職場労働者に大胆に依拠し
た闘いをすすめねばならない。

第五に、労働者安全センターのさらなる拡大と強化について。
安全センターの運動は、関西を中心として全国各地で新たに
構成されようとしている。「人民の中へ」という抽象的なスロー
ガンではなく、明確に生産点にたった労働運動に連帯し、文化革
命的な闘いをすすめようとするインテリゲンチヤの運動と労働者
階級の闘いは、かつての全共斗運動でなしかかったより根元的
な闘いの分野を切り開くであろうことは間違いない。

関西集會に結集した同志諸兄姉の奮起がさらに望まれる。
終りに、第三回関西集會は、歴史的にも、現実的にも関西にお
ける労働運動の一大拠点である南大阪の地においで開催したい。
激動の七四年、変革の主体形成をめざし、さらに奮闘しよう。

労災・職業病闘争の現実と問題点

Ⅰ 第一分科会の報告

第一分科会は出席団体の問題提起で始まり、午後からは問題提
起をうけた形で討論会を二つに分けて行ないました（A 労災補償
認定を闘う患者組織の闘争。B 差別分断合理化と闘う労災職業病
闘争）

三池炭鉱労組（山下書記長）

三池大爆発から十年、私達労働者にとって労働立法のことごと
くが全て労働者切り捨ての道具にすぎないことを体験しつつあ
りました。四五〇名という三井資本の殺人を法律は免罪しつゞけ
逆に、真実を訴える被災者に対しては労組原性病者として、差別
し、社会から排除しようとしている。私達は四二〇名のマンモス
訴訟をしていますが、公判によって三井の罪状をあますところな
くあばくつもりです。

全金三豊工業支部（川上書記長）

従業員の内八〇名を労災・職業病にした神鋼フアドラーは、その
犯罪行為を隠蔽するために自己破産をかけてきました。しかし、
労災・職業病患者として残った私達二七名は、破産法との闘い
（地労委斗争、神鋼フアドラーとの直接交渉）、労災認定の闘い
をつづけています。今後とも支援、共闘をよろしく。

国労新幹線大阪保線所分会（坂本書記長）

新幹線保線作業での労災・職業病斗争は、特にじん肺問題をテ

コにすすめてきたわけですが、関西における各種共闘を軸に、保線下請労働者への共闘をめざす中で、全施設労働者の問題に発展しています。国労中央と当局との交渉で「六甲、音羽トンネルについて、じん肺法適用を労働省に直ちに申請する」と当局に言わせたものの、「今ごろ何を言うちか」というのが労働者の本心です。

三 変化 成黒崎工場・紀井さんを守る会（村田氏）

新製品開発の途中におこった労災事件にとり組んで、業務起因性を立証する困難に悩んでいます。外傷性のもや瞬間的な事故と違って、不眠だとか頭痛という内部疾患で、その上じわじわ進行する症状を「科学的に立証」することは非常に困難です。まして、新製品開発というような、企業秘密のベールの中の廃液の毒性証明は困難をきわめます。企業、労基局と斗わない労組を相手に、「紀井さん問題」ととり組んできて、その壁の厚さをつくづく感じます。このような壁を破るために、皆さんのお知恵をお借りしたいと思っています。

全港湾大阪建設支部（水山氏）

私共の組合は連日が労災・職業病斗争で、生活防衛と労災・職業病対策にあけくれている。大手業者への金払への行動、それ日に数件の労災相談は引きを切らない。しかし、雇用契約で大手の建設業者が責任の元締めであることがわかっていても、直接使われるのは下請業者となり、その上、相手が日々かわるため、責任の所在がはつきりせず、非常にむずかしい。特に職業病（腰痛症など）ともなれば、相手方をきめるのが大変なことになる。

「症状が現われた時の業者」と言うても、「うちへ来る前の所でなったんやから、そこでみてもらってくれ」と言ってくる。正に

傷つき倒れたら、ドンドン捨ててゆくのが今日の社会と資本主義のシクミになっている。

全電通大阪中電分会（古布組織部長）

女子労働者の間に頸肩腕障害の患者がすでに二千名をオーバーしています。これは電通の合理化の進行がいかに急激であるかを物語っています。背面管理という職制の陰湿な労務管理、職場支配のもとで、合理化は特に女子に集中しているのが特徴です。合理化への斗いは、もはや手当や時短などの経済主義的要求ではどうにもならないところにきており、職場労働者の斗い以外に前進しないと考え、私達は「どんなに苦しくても、辛くても、頸肩腕患者は職場に残って斗おう」を合言葉にガンバっています。

企業保安処分と闘う労働者の会（内藤氏）

昨年五月十月におこった泉南の森田紡績工場での工さんに対する解雇問題にとり組んだことがきっかけとなり、この会がつくられました。その後、いくつかの差別事件、解雇事件に関わってきましたが、私達はそこから、「過激派」「気狂い」キャンペーンこそが七十年代の合理化、生産性向上、資本の思想統制を完徹する際に、不都合な分子（労働者のとりで）を職場から排除するための共通の手段であることを確認しました。「組合原性病」という露骨な組織破壊キャンペーンが横行する現在、労災・職業病とあわせ、「精神障害」についても加害者である企業に対して、恒久的な責任をとらせる必要を痛感しています。

尻無川工事殉職者遺族会

四四年十一月二五夕刻、尻無川防潮水門工事中の十一名は、熊谷組のシャフトが炸裂し、粗悪ボルト三六本が折れて、自重一

万トンのコンクリート製潜函内作業場で圧殺されたのです。私達遺族は熊谷組と大阪府（当時・佐藤知事）に対し、「責任をとれ」と働きかけましたが、まともな応えがないため、遺族三〇名は四七年十月に「損害賠償請求」の裁判をおこしました。皆さんの御支援をお願いします。

京滋じん肺患者同盟（事務局・八田）

今回、年度中（四九年三月末まで）に、自治体が中心になって被災者（管理四）の生活実態についての調査が実施されるるところまでこぎつきました。しかし、労働関係法規がごとごとく労働者切り捨て、企業犯罪の免罪符であるかを、私達もこの間、痛感させられつづけています。例えば、労災保険は長期給付者には月に三〜四万円にしかならないこと、労基局は被災者をふるい落すためにしか存在していないことを知りました。又、じん肺法にしても被災度を表わす管理区分（一〜四）は健康管理面を言うだけで賃金生活保障を意味しないというのが労働者の言い分です。現在政府が考えている労災保険の手直しも基本線を全く変えようとしていないようです。生活保障の裏づけのない労働関係法とは、正にインチキ法だと言わねばなりません。また、生涯にわたる損失をその都度の法で、補償のケリはついているから、新しい法ができてもしかのぼって適用しないというのが労働省の態度で、かなり大きな問題がひそんでいます。

◇ （これらの団体報告の後、行なわれた二つの討論会については、次号で報告の予定）

八 田 （京滋じん肺患者同盟）
古 布 （全電通大阪中電分会）

労働安全衛生法の犯罪性を暴露す

第三分科会の報告とまとめ

① 運営方針

昨年度の第三分科会は、特殊技術階層に対する方針のないまま会談の運営を行なった結果どちらかといえば、現場労働者の不満の前に沈黙と、極端には自己批判的居なおりで終始する傾向さえ生みだした。

昨年の第三分科会以後、京大毒タレ糾弾斗争から、医理工・法学部を中心に、京大労職研、京大安全センターを生みだし、又、青医連運動の総括から阪大医労職研の結成をみた。又、この潮流は、現場労働斗争と固く結びついた活動として大きく成長しつつある。

この組織活動をふまえ、今回の労職研・京大安全センターを始めとする技術者活動家の当面の特殊任務を三つの点に敲定した。

① 労働斗争、被災者の要請に対する機能援助、② 労災職業病の課題に対する階層運動、③ 現場労働者に対する行政資本の属われ学者の攻撃に対する防衛と反撃。

① の問題は例えば労働法、法学知識の活用、工学知識、技術の活用、労働衛生学の知識の活用、意見書、調査活動など、被災の具体的課題に応じた多方面からの特殊な知識、技術の活用として、どこまで出来たのか、又、出来るのかという点に於てである。

② の問題は、労働安全衛生法、労災保険法、各種の法規則、産業医大設置構想への批判としてある。③ の問題は、行政、司法、資本の発導する各種の攻撃に対し、現場労働者と結合して防衛、反

撃をおこなうことなどが、特殊任務としてある事を明らかにした。司会側の運営方針にそって、報告を選定して行った。

(2) 報 告

国労新幹線保線所分会から、「現場労働の中で自からの知識と技術をさらけだしてほしい」全金三豊支部より、「この悲惨な事態を生みださぬよう知恵と知識をかってほしい」との訴えと要請があった。

京大阪大労職研を代表し、国労新幹線保線区労働者の健康破壊が予想をうわまわる事実を明らかにし、労働安全衛生法、産業医大設置批判、施設解放斗争の意義、関西労働者安全センターの強化の三本主軸の必要性が訴えられた。

ついで、関東に於ける頸肩腕斗争を始めとする職業病斗争に多大の援助と成果をあげてこられた、I君より、被災者と結びついた学会、行政斗争の必要性を、精神科医全国共斗会議の例をもつて指摘された。同時に、労災保険法の範囲内での労働斗争の限界と、又産業医、管理医への批判を通じた活動こそが、重要な特殊課題として明らかにされた。

京大安全センターより、破産法のはたしている反労働者を批判し、破産法粉砕・労災保険法偽議性を粉砕することの必要性が述べられた。

ついで、京大安全センターより施設解放斗争の労働斗争での階級の重要性が述べられた。(施設解放斗争については、労災職業病機関紙№2参照のこと)

最後に、労働安全衛生法、産業医大設置批判について、岡大衛生学A氏より、まず、この労働安全衛生法案が、目・民・社公共

の全政党内より賛成通過したいきさつを述べられ、そのため、社共を含めた、この反動的労働安全衛生法批判が影をひそめたことを指摘された。婦人労働者の母体保護の削除、有害労働が厳定され、多くの有害危険労働は法律の名によって合法化されたこと、又、企業にとって都合な「自傷他害の恐れある」病者の就業禁止、排除がとり入れられたこと、安全問題に対する責任を労使半にしたこと、健康労働者八時間を厳定した許容濃度の設定による反動的な許容濃度制度を中心に述べられた。

報告後、いくつかの討論がなされ、司会のまとめと、総括集会に参加した。

(3) ま と め

今回の第三分科会では、画期的前進として労働安全衛生法、労災法、各種法規、産業医大設置粉砕への指摘と、施設解放斗争の階級の重要性が明らかにされた。

その意味で、第三分科会で問題になり明らかにされた内容を今後より詳明にし、全労働者の課題としてスローガン化しなければならぬ。

第二に、運営方針と、各報告者の内容を具体化するため、安全センターの組織体制として、につめていかなばならない。

第三に社共を含めた、特殊階層の組織化が、分業組織化、機能主義組織化、俗にいう特殊任務のみを限定した組織化によることを批判し、現在の労働斗争が深く労働支配と強権取強収奪にもとづく労働運動の課題である以上、活動家として一人一人をうちきたえ、特殊課題にも答え切れる方針が必要である。

山 下 (尼崎労働協)
森 村 (国労新幹線)

労災・職業病を闘う

シリーズ 3
地 1

今回は第二回関西集会以後、関西地区で斗われた二つの斗争をとりあげました。

編集部

全国四万保線労働者の共斗めざし

国労新幹線大阪保線所分会

森 村

国鉄職員にもじん肺発生

当ニュース第二号に既報のじん肺斗争は、下請労働者のみならず国鉄職員にもすでに、じん肺患者、およびその疑いのある労働者がいることが判明し、国鉄当局による人殺し合理化への闘いは新たな段階に入った。

十一月二十日の大阪労基局と当分会との団体交渉の結果、春夏二回のじん肺健診の結果、国鉄職員においては三六五名中、Ⅱ型一名、疑いあるもの十五名が判明した。

又、大阪労基局の調査によれば、トンネル内のみでなく、外部での作業においても、マルチ作業においては八・六四ミリグラム（一立方メートルあたり）、バラスト散布で一九・六ミリグラム（同）の発じん量をしめていることが明らかにされた（九月十日、京都府山崎付近での調査。なお、学会の勧告値は一立方メートル二ミリグラム）。そしてさらにこれらの資料をもとに、中央じん肺審議会に、じん肺法適用可否についての上申を行なったことも明らか

にした。

保線作業中止さす

昨年より分会が国鉄当局に対し、じん肺法の完全実施を要求し、「じん肺患者をオレ達の職場から一人も出さぬ」とする闘いは、下請労働者を含め、不治の病気―じん肺発生下の闘いという新たな闘いに突入していった。

十一月二十二日、分会では国労大阪地本、北摂労職対協ら代表の参加を得て、保線所長らとの大衆的な抗議集会を行なった。

集会では、六十名近い分会員が怒りをこめて、じん肺発生責任を追求した。抗議の嵐の前に、保線所長ら管理者はたゞ「申しわけない」をくりかえすのみで具体的な責任ある回答をさげようとした。しかし、分会員の断固たる追及の前に、

「とりあえず、今夜から二十六日まですべての保線作業を中止する。患者並びに被疑者は以後、ふんじん作業につかせない。六甲、音羽トンネル内作業を含め、すべての保線作業へのじん肺法適用方を関係官庁に上申する」との回答を行なった（その後の団交で二十八日まで一週間にあたる保線作業の中止をちとる。

しかし、下請労働者については、経営主体が異なることを唯一の理由にして、犠牲者への保護について逃げようとしたが、

「お前らは下請けの仲間を差別しようというんか。彼らも人間やど」追及され、結局、下請労働者にも国鉄職員と同様の処置をとることを確約した。

又、作業再開にあたっては、全作業量の三〇%減を確約させるにいたった。

この分会の闘いに対して、分裂、御用集団である施設労組は、

「国労の斗いは非合法の山ネコストだ」とわめきちらし、国鉄当局に特別労務管理を要求して幹部が上京するなど、大動搖をきしている。又、患者・被疑者の中には助役や鉄道労組員も含まれており、分会の以後の斗いにはすべての労働者の熱い期待がかけられている。

全国保健労働者の共闘に向け

すでに分会の斗いは、全国施設協議会、新幹線協議会の全国大会、国労大阪地本の定期大会でも満場一致で支援共闘が決定されている。国労中央は、分会の斗いを全国紙で報道するとともに、福対部を中心に恒常的な労災職業病斗争への取組みの体制がくまれている。このように、分会の斗いは全国四万人の保健労働者の斗いと次第に形相を呈してきている。

十一月・十二月には、浜松レーンセンター、新幹線東京支部、同名古屋支部で、当分会、安全センターのオルグを迎えて学習会がもたれ、目的意識的な共闘づくりがすすんでいる。

分会では特に、じん肺患者への当局の切り崩しを防衛し、三池のごとく、合理化犠牲者を斗いの戦線の中に抱え斗いぬく体勢をつくるため、関西労働者安全センターに依頼して、じん肺患者の健康管理をすすめ、又、家族へのオルグをすすめている。

分会は、同時に国鉄中央に要請して、以後、他分会をも含めてじん肺患者が発生した際は、全国的な抗議行動の展開しようとする態勢づくりをかまして奮闘している。

国労新幹線大阪保健所分会

大阪市東淀川区西淡路町一丁目

新大阪駅構内大阪保健所支所内電 (〇六) 三〇三二四五一一

尻無川工事殉職者

遺族会和解す

第一回(高槻)、第二回関西集会(京都)でカンパを集め送った尻無川工事殉職者遺族会より、お礼の手紙がありました。

お礼のことば

(編集部)

皆様には益々御繁忙の中で御奮闘しておられるものと拝察申し上げます。

早速ですが、遅るる昭和四十四年十一月二十五日、大阪市大正区の尻無川防濁大水門のケーソン工事現場におき、私ども遺族の父・夫・兄弟・子など十一名の潜函労働者が殉職した事故について、遺体収容から葬儀、その後の四年にわたる追悼集会、訴訟・補償闘争をはじめ、長期にわたって親身も及ばぬ御支援と御激励を頂きましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

実は、尻無川防濁水門工事殉職者の四周忌を迎えた三日後の昭和四十八年十一月二十八日、黒田了一・大阪府知事はじめ関係者の献身的な努力によって、第十二回民事公判を機会に、和解が結実し、補償額について双方合意をみました。裁判関係の皆様は大変お世話をかけました。

補償額は十遺家族、三十人の原告に対し、熊谷組が九千万円を支払いました。事故直後、「盲印」をとるようにして支払われた遺家族一律四百五十万円に、更に上積みできましたことは、皆様方の御支援の賜と存じています。

一九七〇年七月八日、大阪の「部落解放センター」に集まって

遺族会を結成した頃から、全国出稼組合連合会（会長・栗林三郎氏）や総評、全港灣関西地本、社会党、全日農、中央労働会等など今日まで支援して下さった団体の方々、個人の方に特に心からお礼を申し上げます。

皆様方の日夜の御苦勞と御協力により、裁判に訴えて、全国の心ある御支援に見守られながら今日までこられました。

大人だけなら、何年かよりましよとも考えましたが、幼い子供をかかえての裁判、大阪府などとの交渉は本当につらく、生活は苦しく、主人がおればと子供とともに涙を流したことも何度あったことでしょう。

大阪府、熊谷組に対し、遺族のことを本当に考えてくださるのから、早急に和解して下さるようお願いしました。

その気持を聞いてくださった府職員の方々、総評関係の方々のステッカー貼りやピラ撒き等の苦勞、一々お名前は書けませんが大きな力をかしてくださった方々の努力によりまして、熊谷組と話をされた黒田知事の和解斡旋が実ったのです。それらの暖かい気づかいに感謝しております。

それだけといて、事故の事を許すとかはいっていません。一年間に五千人の労働死亡者を出しているからです。「事と人と切り離す」寛容な態度はもっています。

熊谷組や大阪府は、安全対策をしっかりとられ、二度と主人達のような犠牲を出さないようにお願いします。

私たちは、十一殉職者の死地に大阪府によって建立された「尻無川水門工事殉職者記念塔」に参詣したとき、「記念塔」に、次のような赤旗をくくりつけました。

〃ゴミは掃かねば、ひとりてに逃げない
〃労働と分裂差別一掃めざして
戦闘性を強めて勝利しましょう
一九七三年十一月二十七日

尻無川水門工事殉職者遺族会

皆様、本当にありがとうございました。

これから遺族は、子供たちの教育をしっかりさせながら、〃労働と分裂差別一掃〃〃アジアと世界の平和友好〃のため、一生懸命に生活していきたいと思っています。今後の御指導をお願いします。

末筆になりましたが、皆様の御健勝と運動の一層の発展を心から祈念致します。

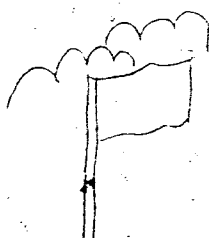
昭和四十八年十二月

尻無川水門工事殉職者遺族会

（事務局 大阪市北区与力町二の二九大阪総評内）

- | | | |
|-------|---|-------|
| 会長 | 長 | 西岡勝恵 |
| 副会長 | 長 | 村明子 |
| 副会長 | 長 | 下カズ子 |
| 副会長 | 長 | 高橋妙子 |
| 副会長 | 長 | 渡辺博代 |
| 副会長 | 長 | 西岡スミエ |
| 副会長 | 長 | 野口千代子 |
| 副会長 | 長 | 緒方邦子 |
| 副会長 | 長 | 佐藤クニエ |
| 副会長 | 長 | 田村ヒデ子 |
| 九州責任者 | | |
| 東北責任者 | | |
| 近畿責任者 | | |

（右、三十名の訴訟原告代表）



京大施設解放要求を

関西ブロック代表交渉す

編集 部

当ニュース第二号に既報のとおり「第二回労働災害、職業病を
 闘う活動家関西集会」の前日、十一月十八日、労働職業病と闘う
 関西ブロック会議、関西労働者安全センター代表は、京都大学総
 長にたいして「労災・職業病・公害斗争に対する京都大学への協
 力要求書」をもとに、総長交渉を申し入れた。（かお、当日は総
 長選—大学にとっては数年に一回のモンロ—ということ、井上
 人事課長に手交）

大学当局は、ことは総長個人で解決しうるものではなく、部局
 長会議で審議すべきものであり、申入の内容について部局長代表
 に説明願いたいとの連絡があり、昨年十二月十七日、京都におい
 て部局長代表と関西ブロック、安全センター代表との話し合いが
 もたれた。

双方の出席者は、関西ブロックとして、北摂労働対より豊田氏、
 全金京滋地本より小坂氏、全港済労組より林氏、じん肺患者同盟
 より八田氏、安全センターより松久、河合、荒川の各氏、大学側
 より森理学部長、川野人文科学研究所教授、水渡化学研究所教授
 井上人事課長らが参加した。

労働者代表らは次々に

—大学はいつも労働者を抑えつけ、強圧する側に登壇している。

三豊労働者が大病院内で検査をうけているのは見た教授は目ク
 クシラをたてるし、工学部の教授はやたらと各企業の顧問格になり
 り、有害物も大丈夫と資本をはげまし、労働者に有害物の使用を強
 強要している。枚挙にあげればきりが無いが、大学は、そして学
 問は本来、全人民的なものであるべきであり、この立場にたつて
 労働災害、職業病、公害をなくするわれわれの闘いを支援するた
 め大学の設備を労働者に解放されたい」と
 要求書の趣旨を説明した。

これにたいして大学側より
 「申し込みの内容については理解できる。大学での研究は個々
 人にとって善意でやっていることは理解してほしい。今日の話し
 合いの内容については責任をもって部局長会議にはかり、結論を
 まとめ、総長交渉にむけて努力したい」と
 と回答があり、二時間にわたる話し合いを終えた。

==== 資料紹介 ====

- 京大安全センターニュース
 施設解放を勝ち取れ！
 中央に「窓口」を設けよう
- ◇ 労災・職業病・公害の闘争の経過
 - 1. 施設解放要求書提出 11月17日
 - 第1回予備折衝 12月17日
 - 2. 今後の課題
 - 中央に「窓口」を作れ！
 - 3. 労災・職業病・公害に関する要求は安全センターへ！
 - 今でも大学を利用できる！
 - その方法は？
 - これまで安全センターがかわってきた問題
- 連絡先・京大安全センター
 京都市左京区北白川追分町
 京大農学部農生教室災害研気付
 TEL 075(751)2111 内線7917

三豊労組ら近く

京大病院長に設備解放を要求

長期にわたり、ウソッパチの破産法攻撃にあって不屈の闘いをすすめている全金三豊工業支部は周知のとおり八〇〇近くの方の労働災害、職業病の犠牲者によってしめられており、労災患者の諸要求の貫徹は企業閉鎖反対闘争の中で重要な位置をしめている。

犠牲者の一人Kさんは、作業時の事故のために頸椎を損傷し、それがため今もその後遺症に苦しんでいるが、三豊資本は労基署と結託して本人の知らぬうちに、「治癒」の届出をなし、以来Kさんは実質上、私病として病気の治療にあたっている。

昨年より、安全センター、三豊労組、全金京滋地本を中心に「三豊労災対策会議」を月一回開催し、三豊の労災キセイ者の要求をもとに運動をすすめているが、Kさんの場合、改めて労災認定と併せて治療がさしせまって重要になっており、京大病院で検査、加療を行なうため、関西ブロックを通じて京大側に交渉に応じるよう要求していた。

資料紹介
 労災・職業病・公害を闘
 かう活動家 関西集会
 1973.11.18 パンフ62ページ
 労災・職業病を闘う ¥200
 関西ブロック編
 連絡
 田(075)751-2111
 内線7917京大安全センター
 (06)492-0250
 尼崎労健協
 (0726)96-7754
 豊田正義

これにたいしてこのほど、一月二十四日に京大病院長、医学部長らが話し合いに應ずるとの回答があり、京大安全センターの協力をえて、病院施設を三豊斗争に解放さす斗いをすすめる予定。

おしらせ

北摂労災・職業病対策委総会

一月三十一日(木) 午後六時より 高槻市民会館にて

関西労働者安全センター事務局

二月二日(土) 午後六時より 高槻市民会館にて

労働安全衛生法の改「正」をめぐる学習会

二月八日(金) 午後六時より

主催 尼崎労健協(田〇六一四九二一〇二五〇)

破産法攻撃粉碎の交流集会

二月上旬 場所未定

主催 全金三豊工業労組、全港湾桜井分会

「労災・職業病」公害闘争に対する

京都大学への協力要求書」に

署名をお願いします

京大安全センター(田〇七五七七五一一二一一内線七九一七)

※「要求書」の全文は「関西労災・職業病」二号(一二二

ページ)を参照下さい。

編集後記

今号は昨11・18集会の報告を中心に編集しましたが、発行が非常に遅れ、日夜、労災・職業病を闘っておられる皆さんに御迷惑をかけたことをおわびします。

「労働と病気」は休みます。また、第一分科会の二つの討論会、第二分科会の報告は次の4号に予定しております。

「関西労災・職業病」の定期購読よろしく

編集部 高橋 田(〇六一四九二一〇二五〇)